

沿岸広域振興局長告示第67号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成24年8月28日

沿岸広域振興局長 齋藤 淳夫

- 1（1）路線名 久慈岩泉線
 - （2）供用開始の区間 下閉伊郡岩泉町岩泉字志田22番1地先から字一ツ石1番2地先まで
 - （3）供用開始の期日 平成24年8月28日
 - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター
 - イ 期間 平成24年8月28日から同年9月28日まで
-
- 2（1）路線名 岩泉平井賀普代線
 - （2）供用開始の区間 下閉伊郡田野畑村島越75番1地先から92番2地先まで
 - （3）供用開始の期日 平成24年8月28日
 - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター
 - イ 期間 平成24年8月28日から同年9月28日まで